（削る）

附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ロ	附則第十五条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ハ	附則第十三条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第三号イからハまで	附則第十五条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条
第十三条第三項	組合特定被保険者	組合特定被保険者（経過的組合員及び経過的世帯員であるものを除く。次項において同じ。）

第六条　平成三十一年度において、経過的組合員を組合員とする組合について、附則第四条の四の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条、附則第四条の規定により読み替えられた第七条の四から第七条の六まで及び附則第四条の四の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の四の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条の見出し	附則第十六条	附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十六条
附則第四条の四の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条第一項	附則第十六条	附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十六条
	以下同じ。）でないもの	以下同じ。）でないもの並びに算定政令附則第十七条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（算定政令附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第